

計画調整局職員表彰等選考審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、計画調整局職員表彰等実施要綱第4条第2項の規定に基づき、計画調整局職員表彰等選考審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、計画調整局長をもって充てる。

3 委員は、計画調整局理事、企画振興部長、計画部長、交通政策室長、開発調整部長及び建築指導部長をもって充てる。

(運営)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、企画振興部総務担当において処理する。

(施行の細目)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。